

愛媛県内中小企業者の皆様へ

愛媛県は、経営者の皆様の事業承継を応援します！ (令和5年度愛媛県事業承継支援事業費補助金)

愛媛県では、県内中小企業者の事業承継に必要な経費を支援することにより、円滑な事業承継を促進し、県内中小企業者の持続的な発展を図ることを目的に、「令和5年度愛媛県事業承継支援事業」を実施します。

1 補助対象者

(1) 以下に記載する支援機関の支援を受け、事業承継に取り組む県内に主たる事業所を有する中小企業者

(支援機関)

愛媛県事業承継・引継ぎ支援センター（公益財団法人えひめ産業振興財団）、各商工会、愛媛県商工会連合会、各商工会議所、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、川之江信用金庫、東予信用金庫、宇和島信用金庫、日本政策金融公庫松山支店

(2) 事業承継を行うにあたり、引き続き県内で事業を営む者



2 補助対象事業・補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
親族・従業員等への事業承継	<ul style="list-style-type: none">・ 動産・不動産の登記に係る書類作成費用・ 事業承継に係る専門家への謝金・委託料（課題分析の委託料、事業承継計画の作成費用、事業用資産や企業価値の算出・分析費用等）・ 許認可の申請に係る費用
M&Aの仲介委託等	<ul style="list-style-type: none">・ 動産・不動産の登記に係る書類作成費用・ M&Aに係る専門家への謝金・委託料（デューデリジェンスに係る費用等）・ 許認可の申請に係る費用・ マッチングの登録手数料・ 着手金・ 廃業費用

3 補助上限額・補助率

20万円・補助対象経費の1/2以内

補助対象経費の一例となる
事業承継計画書は裏面へ

4 二次募集受付期間

令和5年7月12日（水）～令和5年11月30日（木）（必着）

※期間中に先着順で審査等を行います。なお、期間中においても
予算上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

【お問い合わせ・応募受付】

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課 地域産業係 梅木・佐伯

TEL : 089-912-2484 FAX : 089-912-2479

E-mail : umeki-kunika@pref.ehime.lg.jp saiki-hokuto@pref.ehime.lg.jp

※必ず2者を宛先に入れて下さい。詳しくは、愛媛県経営支援課のホームページをご覧ください。

○事業承継計画書の一例

※（独）中小企業基盤整備機構HP掲載様式より

社名		後継者		親族内		例①							
基本方針													
	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業計画	売上高												
	経常利益												
会社	定款・株式・その他												
	年齢												
現経営者	役職												
	関係者の理解												
	後継者教育												
	株式・財産の分配												
	持株(%)												
後継者	年齢												
	役職												
	後継者教育	社内											
		社外											
持株(%)													
補足													

事業承継は早めの取り組みが重要です！
 ※後継者が経営力を発揮していくための育成期間は5～10年かかると多くの経営者が考えています。

中小企業事業承継円滑化支援事業（個別助言業務）

事業承継計画書（骨子）

前または現経営者氏名： _____ 後継者氏名： _____

I. 経営理念（本業ビジョン）

II-1. 企業概要 **II-2. 沿革**

会社名	資本金	従業員	業種	事業内容	家族構成
	百万円	名			

II-3. 受賞歴

III-2 現状の強弱（現経営者・後継者が共有しておくべきこと）

【自社の強み】	【自社の弱み】（経営課題）

IV. 事業承継における課題の整理

	課題	解決の担い手
会社		
経営者		
後継者		

V. 円滑な事業承継への骨子

① _____

② _____

③ _____

VI. 業績カレンダー

		単位：億・百万円・%				
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
企業	年齢					
	年商					
	経常利益					
	その他					
現社長	年齢					
	役職					
	持株割合					
後継者	年齢					
	役職					
	持株割合					

【注意】計画の実行にあたっては専門家と十分に協議した上で行ってください。

※最低限、例①と②以上の内容を盛り込んだ計画書の作成をお願いします。また、実績報告時に計画書以外に、事業実施にあたり新たに作成した資料の提供もお願いします。

○事業承継計画を作成するメリットは・・・

- 1 事業用資産を整理できる
- 2 自社の強み・弱みを知る機会になる
- 3 承継直後に、後継者が十分に経営力を発揮できる